

定例教育委員会

議

案

議案第13号

坂井市みくに市民センター条例施行規則の制定について

坂井市みくに市民センター条例施行規則の制定について、次のとおり承認を求める。

平成29年7月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市みくに市民センター条例施行規則

平成29年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂井市みくに市民センター条例（平成29年坂井市条例第 号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、坂井市みくに市民センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認の申請)

第2条 条例第9条の規定により、センターの利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みくに市民センター利用承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、指定管理者は必要な書類の提出を求めることができる。

(利用期間)

第3条 同一の者が、引き続き5日を超えてセンターを利用することはできない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときはこの限りでない。

(承認申請書の受付期間)

第4条 承認申請書の受付をする期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール及びこれに付随する施設を利用する場合は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の12月前の属する月の初日から利用日の1月前の日までとする。ただし、施設における準備を要しない利用申請については、利用日の14日前の日までとする。

(2) 会議室のみを利用する場合は、利用日の1月前の属する月の初日から利用日の2日前の日までとする。

(利用の承認)

第5条 指定管理者は、第2条の規定による承認申請書を受領し、適当と認めたときは、これを承認し、みくに市民センター利用承認書（様式第2号。以下「利用承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用の承認の変更等)

第6条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、条例第9条の規定により承認に係る事項を変更し、又は取り消そうとするときは、みくに市民センター利用変更・取消申請書（様式第3号）に利用承認書を添えて速やかに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の申請書を受領し、変更又は取消しの可否を決定したときは、みくに市民センター利用変更・取消決定書（様式第4号。以下「変更・取消決定書」という。）を利用者に交付するものとする。

3 条例第11条の規定により指定管理者がセンターの利用を取り消し、又は利用を制限したときは、みくに市民センター利用変更命令書（様式第5号。以下「利用変更命令書」という。）を利用者に交付するものとする。

(附属設備器具等の利用料金)

第7条 附属設備器具等の利用料金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(利用料金の還付)

第8条 条例第12条第5項ただし書の特別の事由は次に掲げるものとし、還付する割合はそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。ただし、条例の規定に基づき処分を受けた場合はこの限りでない。

- (1) センターの管理の都合によりセンターを利用させることができなくなった場合
100パーセント
- (2) 風水害、火災その他災害によりセンターを利用させることができなくなった場合
100パーセント
- (3) ホール及びこれに附随する施設の利用の取消しをする場合（第6条第1項の規定により、利用者が利用の取消しを申請した場合を含む。）
 - ア 利用日の6月前までの場合 100パーセント
 - イ 利用日の4月前までの場合 80パーセント
 - ウ 利用日の1月前までの場合 50パーセント
- (4) 会議室のみを利用し、その利用の取消しをする場合で、利用を開始する日の1月前までに届け出た場合 100パーセント

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、みくに市民センター利用料金還付申請書(様式第6号)に利用変更・取消承認書又は利用変更命令書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第13条の規定によりセンターの利用料金の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、みくに市民センター利用料金減免申請書(様式第7号)により指定管理者に申請しなければならない。

2 利用料金の減免の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

3 減額後の利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(特別な設備)

第10条 利用者は、特別な設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の事前打合せ)

第11条 利用者は、ホールを利用するときは、事前に指定管理者と利用の方法その他必要な事項の打合せをしなければならない。

(会場責任者)

第12条 利用者は、ホールの利用に係る規律を保持するため、あらかじめ会場責任者を定めなければならない。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた施設（以下「施設」という。）の収容定員を超えて入場させ

ないこと。

- (2) 利用の承認を受けた以外の施設、附属設備器具等を利用しないこと。
- (3) センターの入場者の安全を確保すること。
- (4) 承認を受けずに施設内の壁、柱、扉等に広告、はり紙、釘打ちその他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 会議室において、販売行為を行わないこと。
- (6) 施設内で、勧誘その他これらに類する行為をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所で、火気を利用しないこと。
- (8) その他指定管理者の指示に従うこと。

(利用者の善良な管理義務)

第14条 利用者は、センターの利用に当たっては、条例及び規則を守り、利用する施設、附属設備器具等については、善良な管理者として注意を払い、正常な状態において利用しなければならない。

(入場者の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかけるおそれがあり、又は他人の迷惑となる物品類を携帯する者
- (3) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び教育委員会が特に認める動物類を除く。）を携帯する者
- (4) 条例及びこの規則に違反した者
- (5) その他センターの管理上支障があると認める者

(入場者の遵守事項)

第16条 センターの入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で、飲食し、喫煙し、又は火気を利用しないこと。
- (2) センターの施設内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- (5) その他指定管理者の指示に従うこと。

(利用後の点検)

第17条 利用者は、施設の利用を終えたときは、直ちに指定管理者に届け出て、点検を受けなければならない。

(建物等の損傷・滅失届)

第18条 利用者は、建物若しくは附属設備器具等を損傷し、又は滅失した場合は、みくに市民センター建物（附属設備器具等）損傷・滅失届（様式第8号）を提出しなければならない。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年11月1日から施行する。
(みくに文化未来館条例施行規則の廃止)
- 2 みくに文化未来館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第27号)は廃止する。

別表第1 (第7条関係)

区分	附属設備器具名	単位	1回当たりの 利用料金	備考
舞台	可動音響反射板	一式	2,500円	
	指揮者セット(台・譜面台)	一式	100円	
	譜面台	1台	50円	
	コントラバス椅子	1台	100円	
	平台	1台	100円	
	緋毛氈	1枚	100円	
	高座用座布団	1枚	100円	
	上敷ゴザ	1枚	50円	
	花瓶	1台	100円	
	金屏風	一双	500円	
	演台セット	一式	300円	
	司会者用演台	1台	100円	
	紗幕	1枚	500円	
	スモークマシーン	一式	2,000円	
映像	スクリーン	1枚	500円	
	ブルーレイプレイヤー	1台	500円	
	ビデオプロジェクター	1台	5,000円	
	デジタル映像スイッチャー	1台	2,000円	
	可搬用映像セット	一式	1,000円	
音響	音響装置セット	一式	1,500円	
	ステージスピーカー	一式	300円	
	モニタースピーカー	一式	300円	
	可搬用簡易PAシステム	一式	1,000円	
	コンデンサーマイクロフォン	1本	500円	
	ダイナミックマイクロフォン	1本	300円	
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	300円	
	マイクスタンド	1台	50円	

	エフェクター	1台	100円	
	ダイレクトボックス	1台	50円	
	再生機器 (CD, MD, カセットプレーヤー)	1台	100円	
照明	ボーダーライト	1列	500円	
	サスペンションライト	1列	800円	
	アッパーホリゾンライト	1列	500円	
	ロアーホリゾンライト	1列	500円	
	シーリングスポット	1列	800円	
	ギャラリースポット	一組	800円	
	センターピンスポット	1台	1,000円	
	500wハロゲンスポット	1台	100円	
	1kwハロゲンスポット	1台	200円	
	パーライト	1台	200円	
	I T O	1台	200円	
	照明用効果器具	1台	300円	
	カラーフィルター	1枚	500円	
	ソースフォー	1台	300円	
	LEDパーライト	1台	500円	
ライトスタンド	1本	100円		
その他	コンサートピアノ	1台	3,000円	
	展示パネル	全日1枚	100円	
	展示用ライト	全日1台	50円	
	持込電気料	1時間	30円	
	録音委託料	一式	500円	

備考

- (1) この利用料金は、午前（9時～12時）、午後（13時～17時）、夜間（18時～22時）の利用区分をもって、それぞれ1回とする。ただし、全日・時間単位のものを除く。
- (2) 市外に住所を有する者が利用する場合の利用料金は、当該附属設備器具等の利用料金に100分の40を乗じて得た額を加算する。

別表第2（第9条関係）

番号	区分	減免割合
1	市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
2	施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び	免除

	施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	
3	市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
4	市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
5	教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市みくに市民センターの施設概要

1. 設置の趣旨

坂井市みくに市民センターは、現在の「三国支所」の支所機能のほか、「坂井市みくに文化未来館」の文化ホール機能や「坂井市三国社会福祉センター」の集会所機能を併せ持つ施設として、市民の笑顔と賑わいが溢れ、ふれあいや文化交流を深める場となることを目指します。

2. 施設の概要

名称	坂井市みくに市民センター
位置	坂井市三国町中央一丁目5番1号
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建
床面積	2,639.35 m ² (1階 2,328.59 m ² 、2階 129.59 m ² 、3階 72.78 m ² 、4階 108.39 m ²)

各階詳細及び活用方法

1階	三国支所	窓口、相談スペース、支所職員の事務室
	事務室	施設管理用事務室
	会議室A、B	リハーサル室兼会議室 A：30名程度収容／B：70名程度収容 可動式間仕切りにより、併せて100名程度利用可能。
	みくに未来ホール	客席：階段状固定席359席、車椅子席6席
	楽屋A、B、C、D	各4～5名収容。AとBは可動式間仕切りにより、大人数での利用にも対応可能。
2階	親子室	ガラスで仕切られた親子観覧席
	調整室	照明・音響等の調整室
3階	機械室A	調光器盤等
4階	機械室B	センターピンスポットライト等

3. 運営の方法（三国支所は除く）

休館日	毎週火曜日 祝日の翌日 12月29日～1月3日（年末年始）
開館時間	9：00～22：00（夜間の利用がない場合は17：00）
管理運営	指定管理者制度を導入